

2019.02.25

「セキュリティ型」地域福祉への危惧

—社会福祉士養成教科書を読む—

永山 誠

〔I〕社会福祉士養成教科書『地域福祉の理論と方法』（中央法規）

* 社会福祉士養成教科書の「不思議」？

不思議なことがあります。社会福祉士養成教科書『地域福祉の理論と方法』（中央法規第3版2015）が、地域福祉はセキュリティの考え方を念頭に置いた社会福祉（以下「セキュリティ型社会福祉」）だということです。地域福祉はセキュリティ型社会福祉の先駆だとも。つまり私たちの地域福祉にはどうやらセキュリティの考え方（治安対策）のDNAが埋め込まれていたようです。

私たちは「寝耳に水」で、知らなかった。同じ教科書の地域福祉担当教員でさえ「そんなことはないだろう」と私に強く反論する。教科書を注意深く読まないとなんか見逃す。混乱の原因は何か？ TV「相棒」の特命係・杉下右京ではないが「細かいことが気になる」。

「グローバル化に伴い、自国籍国民を対象とする一国ソーシャルセキュリティから国際連合が進めている世界規模でのヒューマンセキュリティを考えざるを得なくなってきた。…こうした考え方や動向は社会福祉の分野においても例外ではなく、地域福祉は、これらの公共哲学をいわば先取りした形で展開されているといっても過言ではない」（26頁）。

『現代社会と福祉（社会福祉原論）』（中央法規）によると公共哲学にもとづく政策体系とは、①治安維持政策、②経済政策、③社会政策という三分野からなり、社会福祉政策は③の下位概念です。①と社会福祉政策は別領域ですが、「セキュリティ型社会福祉」の場合、公共政策ではこの二つが統合され融合したことになる。「新経済社会7カ年計画」（1979）でいえば「セキュリティ型社会福祉」は、②危機管理型総合安全保障と②日本型福祉社会の「結節点」になる。

賛否はあるが戦後社会福祉は、公的にも法的にも研究上も「生存権にもとづく社会福祉」を共通の概念として論議してきたが、この延長線上に「セキュリティ型社会福祉」はない。

一般に福祉とセキュリティ（治安対策）はメダルの裏表の関係です。国民生活が安定すれば治安もよくなり、生活が不安定化すれば治安も当然悪化する。日本の歴史、各国の歴史をみれば誰でもわかる。つまり私はセキュリティ（治安対策）一般を否定し、これを危険だと必要以上に強調するつもりは決してありません。

2015年の激しい集団的安全保障をめぐる論議のなかでこの教科書は、地域福祉がセキュリテ

ィの考え方を念頭に置いた社会福祉の先取りだと言い出した。地域福祉の構想段階（1974年自由民主党「福祉社会憲章」（幹事長私案））から約45年間の長い潜伏期間を経て「セキュリティ型地域福祉」という新種の福祉が2015年度の社会福祉士養成教科書に発現した。以前、福祉系学会誌や事典類の巻末文献リストをみたが、セキュリティを表題とする研究はみあたらないので、長期の「セキュリティ型地域福祉」研究が別途、伏在していたこととなります。

「セキュリティ型社会福祉」に私が神経質になるのはこの不自然さに加え、戦後の地域福祉が社会福祉協議会や住民の努力でやっと築き上げた「共生」という信頼関係を根底から覆しかねないからです。福祉は人間の信頼関係を生み出しながら発展しますが、「セキュリティ（治安対策）」は人間関係の不信・対立・敵対の連鎖を、本人の意図に関係なく持ち込みます。マッカーシズムのアメリカ、戦時下の日本、ヒトラードイツ支配下の欧州、スターリン体制下のソ連、ソ連支配下の東欧などです。両者は本質的に矛盾する側面をもつ。「セキュリティ（治安対策）」のもつバーバリズムは、「人間の尊厳（human dignity）」と地方自治とを抑圧し破壊します。

気になることのもう一つは、2016年神奈川県相模原市「やまゆり苑」の殺傷事件です。戦後最大の殺傷事件を福祉職が起こした。素人ではできないプロ並みの手口です。犯行動機は何か？大島衆議院議長に渡した「手紙」に全容が書かれている。「手紙」を読み込むと、犯行計画は複数、事前の殺害訓練、権力に守られて実行するとの自覚にもとづく。ところが多くメディアは共通してこの「手紙」を視野から外す。要するに福祉領域に起こる不可解な事案は、パターンとして多くが未解明で終わる。

*考えざるを得なくなった「セキュリティ」型社会福祉

教科書は、2015年以降「セキュリティ」型社会福祉を「考えざるを得なくなっている」（26頁）とする。改めてどんな年だったか新聞縮刷版で見出しを拾う。国会は安全保障関連法（戦争法）案の審議をやり、TV報道は控えていたが市民が波状的に国会に押し寄せている。政府与党は同じ答弁を繰り返し、論議に蓋（ふた）をするように強行採決を重ねた年です。

「グローバル化に伴い…一国セキュリティから国際連合が進める…ヒューマンセキュリティ…」という引用文は、安全保障関連法案の必要性を説く強硬採決派の論法と同じなので、安全保障関連法（戦争法）に合わせ社会福祉も「セキュリティ」視点に切り替えよ、と主張していると読める。2015年度版教科書なので法案成立を前提に14年度に「セキュリティ型社会福祉」の記述をした。法案成立の「先取り」をしている。福祉はおおむね政治の後追いですが、今は福祉と政治が伴走する。政治も地域福祉も同じ人びとが動かしているかのようです。

*「セキュリティ型」地域福祉の記述

社会福祉士養成教科書（中央法規2015）『地域福祉の理論と方法』は「セキュリティ型」地

域福祉の内容をどのように記述したのか？ 基点は、生活困窮者自立支援法（2013）の成立です。18-19頁に「生活困窮者支援の方法」の項目があり、地域福祉の課題を「対象は…横断的であり狭間を生じさせないこと」「事前的、予防的、早期発見を重視」「法律では経済的困窮を対象としているが、社会的孤立が重なったものにとらえ（る）」（下線永山）「アウトリーチを重視」「支援を通じた地域づくりを重視」のキーワードで説明する。

要約すると経済的困窮者支援のため地域福祉の実践方法は、地域住民全体を対象に、人間関係を系統だって訪問・観察し、その情報を「地域づくり」のために集約すること。これが経済的困窮者に対する地域福祉援助だという。これが対象者にどう役立つのか、説明がない。

「対象」（ターゲット）は「横断的であり狭間を生じさせないこと」（＝住民一人残らず目視観察対象とする）、「アウトリーチを重視」し訪問して人間関係を調査する。つまり福祉の目で「事前的、予防的、早期発見を重視」するには結果として、全住民の日常動向を逐一観察するしかない。しかもこれを読む限り、生活困窮の原因解明や問題解決に関心はないようで、生活困窮者対策としての福祉「アウトリーチ」とはまったく異なる「地域福祉の課題」です。加えて収集される膨大な情報は誰が求め、何のために使うか説明が何もないのが特徴です。

以上から私は、これは地域福祉活動と「人を介した情報収集活動」（ヒューミント）とを重ねた説明だと理解します。

根拠は30数年前の1988年、福祉関連八法改定基礎作業であった東京都地域福祉推進計画等検討委員会の「中間のまとめ」です。地域福祉計画の基本的考え方を「社会問題全体に福祉の観点から対応する総合的計画」としたのです。つまり公共政策としての地域福祉は「社会問題全体に…対応する」取り組みになっている。福祉の「アウトリーチ」（対象者を訪問し相談や情報提供）の出口は「人を介した情報収集活動」（ヒューミント）とピッタリと符合する。

結論として社会福祉士養成教科書（中央法規2015）『地域福祉の理論と方法』がいう「セキュリティ型地域福祉」の内容を教科書の記述により私なりに整理すると「地域福祉+人を介した情報収集活動（ヒューミント）」となります。

2015年度から社会福祉士養成教育で「人を介した情報収集活動」を説明抜きで地域福祉の実務として教え、これで教育された学生は2019年3月から卒業していく。

教科書通りに考えると、国民が知らないあいだに「人を介した情報収集活動」（ヒューミント）を福祉職が担い、福祉職が自覚せずに「人を介した情報収集活動」を行い、福祉予算で「人を介した情報収集活動」が実施される。2020年東京オリンピックテロ対策としてこれが稼働する。こんな「おいしい話」はない。

念を押すように教科書は「法律（生活困窮者自立支援法2013：永山）では経済的困窮者を対象とするが、社会的孤立が重なったものにとらえ（る）」と、ヒューミント活動を＜目的（生活困窮者自立支援）外＞ではあるが、福祉関連業務として扱うと「木に竹を接ぐ」風の説明がある。つまり2015年度は、地域福祉活動にヒューミントが「内部化」され、「内部化」を地域

福祉でカムフラージュする理屈として「社会的孤立が重なったものにとらえ(る)」という説明をした。もちろん<生活困窮—社会的孤立>関係が一面の現実であることを否定するつもりはない。

こうして社会福祉士養成教科書は「人を介した情報収集活動（ヒューミント）」をセキュリティ型地域福祉の本務としたのです。「ありえない」と多くの福祉関係者がこれを笑い飛ばすのですが、これが空想だといえますか。

* 国家試験対策で学生は教科書を自ら記憶する

社会福祉士養成教科書ですから、学生は国試対策のため教科書を「丸暗記」し、当然大脳はこれを「受容」する。引用文は「地域福祉は、これら（セキュリティ、ソーシャルキャピタル、公共哲学：永山）…をいわば先取りした形で展開されている」とするので、無防備な学生は「生存権にもとづく社会福祉」は過去のもの、「地域福祉＝セキュリティ型社会福祉」は「これからの社会福祉」だと記憶する。「社会福祉＝セキュリティ（治安対策）」という論理で大脳が整序されます。さらに教科書は別な頁で、社会保障改革推進法付則第2条（生活保護制度の見直し）を示すのですから学生はこれを見て「セキュリティ型社会福祉」は法的根拠があるとイメージするのは明らかで、学生は「セキュリティ型社会福祉」に高い確度で誘導される。

社会保障制度改革推進法（2012（平成24）年法律第64号）抜粋

（生活保護制度の見直し）

付則第2条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置をその他必要な見直しを行うものとする。

- 1 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 2 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

これは高度な心理操作か？考えすぎ？ 「セキュリティ型地域福祉」の姿を隠し、地域福祉の実務的として教科書でそっと記憶させる。この文章作法は高度の心理操作・マインドコントロールの手法で、素人にやれる芸当ではない。

加えてこの教科書は地域福祉を「地域の普通の暮らしを妨げるものを生活課題としてとらえ地域の多様な課題に取り組む」（12頁。下線永山）とします。「セキュリティ型地域福祉」は、「普通の暮らしを妨げるもの」対策です。相互扶助関係のもとにある生活で、税金暴騰の原因が生活保護、医療給付等の増大にあると教育されると、貧困が「地域の普通の暮らしを妨げる」（12頁）ものにみえる。エリザベル救貧法（1601）の「公共的妨害者」と同じ考えです。この

見方が地域の相互監視の突破口にしようというわけです。地域福祉はここに踏み込んだのです。

実は翌年の2016年7月26日、神奈川県相模原市「やまゆり苑」大量殺傷事件の犯行動機の一つは重度障害者が「税金の無駄」をしているとみた。つまり「普通の暮らしを妨げるもの」への「対処」として犯人は大量殺傷に及んだのです。犯人の意識の基底に「重度障害者＝公共的妨害者」という理解があった。その上に、ヘイトクライム、あるいは優生思想の意識が定着したと思います。

【Ⅱ】 学術会議社会福祉分科会が「福祉署」を提案

* 自衛隊－自治体間の〈情報ルート〉整備？

福祉関係者は「ありえない」と一笑に付しますが、笑ってばかりはいられない。2019年2月13日衆院予算委員会で安倍首相は自衛官募集で都道府県は「6割以上協力を得られないのが真実」と発言し、自衛隊の求めに応じ自治体自らの「紙または電子媒体での名簿提出」を求めた。この事案は隊員確保です。これは私の推測になりますが、ヒューミント部隊一元化に伴う〈自衛隊と地方自治体間の情報ルート〉の「整備」が念頭にあると思います。

根拠は、日本学術会議社会福祉分科会2018年9月『社会的なつながりが弱い人への支援のあり方』で、消防署、警察署とは別に「福祉署」創設を提言したからです。社会福祉士養成教科書『地域福祉の理論と方法』にある「地域福祉＋ヒューミント」活動の地域拠点が「福祉署」ではないか。所管は当然厚労省ですが、公共政策の視点から「治安維持機能＝ヒューミント」の情報ルート所管は厚労省にはならない。ではどこなのか？

石井暁『自衛隊の闇組織』（講談社現代新書2018）によると、2018年度「新設された情報本部統合情報3課」がある。統合情報3課の中心は「陸海空3自衛隊のヒューミント部隊の中核＝別班」です。したがって「福祉署」は「別班」の闇ランチ組織と仮定すると、パッチワークではないがピタリと収まる。別な1979年閣議決定「新経済社会7カ年計画」の視点でみると「福祉署」は、②危機管理型総合安全保障と③日本型福祉社会の両システムを地方自治体レベルで「統合」した「窓口」になる。この窓口は「地域共生社会」の屋台骨に位置付く。

「福祉署」構想は従来の福祉行政機構再編とは異質で、「（地域福祉の推進は）わが国の地方自治という行政全体の大きな流れにも影響を及ぼす」とは1990年、地域福祉を法定化した福祉関連八法改定後、厚生省長尾社会局長（当時）の行った「説示」です。戦後の〈住民－地方自治体－政府〉関係を逆転させる大掛かりな社会工事という意味になる。

福祉専門職は「まさかそんな馬鹿な！」と思い、学生は「セキュリティ型社会福祉」を21世紀の正当な福祉と記憶し福祉のためと善意で「セキュリティ（治安対策）」の役割を担う。これらは福祉職を「だまし」、「福祉」を装った全住民対象のヒューミントに利用することにはならないか。私の危惧は「福祉署」という語感で一層強まったのです。

* ヒューミント部隊の地域ネットワーク？

石井暁『自衛隊の闇組織』（講談社現代新書2018）の著者は共同通信社の現役編集委員です。本書によると、2015年「国際テロ情報収集ユニット」が発足し、自衛隊の陸海空バラバラだった人的情報活動を行う「ヒューミント部隊を束ね防衛省情報本部が一元管理する仕組み」（統合情報3課）の準備が開始され、2018年度には予算措置がなされた。本書の「売り」は、防衛省情報本部（統合情報3課）の中核が陸幕二部「別班」で、「別班」が自衛隊の情報系統の中核に座ったという確認です。

本書によると「別班」とは<藤原岩市—山本舜勝>が戦後、陸上自衛隊に<心理戦防護課程>を創設しその卒業生でつくられた組織で、これが自衛隊ヒューミント部隊の中核を占めたという。だとするとこれまで心理戦防護専門家の組織が、情報、メディア、教育、つまりは<社会の中枢神経系統>に何らかのかたちでコミットしてきた下地があるのでしょうか。

本書によると「ヒューミント部隊」とは軍事攻撃の標的（ターゲット）の位置・動きの正確な把握が任務で、これを正確に攻撃するのが特殊部隊（たとえば陸自特殊作戦群）です。特殊部隊のいわば目であり耳です。正確な情報は、通信や映像等では確定できず、最終的には人間の目で確認する。そして両者は一体運用が本来の原則だという。山本舜勝は「楯の会」を組織した三島由紀夫の指導者で有名ですが、非公然の民間軍事組織の組織者です。これは推理小説以上にミステリアスなのです。

* 気になる情報攪乱？ —社会的アノミー—

どうも気になるのは、同年9月17日参院平和安全法制特別委員会の採決です。参院事務局作成の未定稿議事録によれば「…（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）」で、鴻池委員長も採決が確認できない状況だった。ところが10月公表の議事録は「委員長復席の後の議事経過は、次の通り」と書き換えられたのです。そのうえ委員長の発言にない付帯決議まで当然のように加筆している。これもつき詰めると「だまし」です。

同様に、2013年以降基幹統計である毎勤統計はじめ経済統計等まで偽造数値を平然と公表した。基礎データの隠匿・破棄、フェイク。すべて「行政情報のかく乱」で、これも「だまし」が目的です。生存権保障の基準「崩し」に次ぐ、思考基準「崩し」です。社会心理学的にみるとこれは、突発的な精神的ショックを与えると<パニック>を誘発しやすくなる。

多発する情報の無政府状態—これは国家の中枢神経系統に埋め込まれた情報攪乱ウイルスの仕業でしょうか（笑い）。政府はなぜ問題の解明をせず、問題を放置する。「精神的パニック」を誘発する心理戦か、とも疑いたくなる。

ともあれ、社会福祉士養成教科書といえども、倫理的裏づけ、歴史の裏づけ、論理的合理性をもつことが土台にないと教科書としての信頼性は担保されない。社会福祉士養成教科書、研

究教育全体はこれで本当に大丈夫なのか？ セキュリティ一般が悪いとは決して考えてはいないが、この「セキュリティ型地域福祉」の場合は、「ちょっとまで！」といたい。

*** 地域福祉はいつセキュリティ型DNAを受け取ったか？**

地域福祉の成立過程を調べてみよう。福祉プロパーは日本における地域福祉の始点は全国社会福祉協議会の1962年「基本要綱」とします。全社協事務局長（元）の永田幹夫『地域福祉論』によると、地域福祉の言葉を使っているが「基本要綱」の活動方針は事実上地域福祉です。しかし「要綱」にセキュリティ概念は含まれていない。

地域福祉に関する最初の本格的システム構想は、1974年自由民主党「福祉社会憲章」（幹事長私案）です。地域福祉の用語は使っていないが基本要素はカバーされている。この「憲章」は日経調「福祉とは何か」（1974）がベースです。

同じく「福祉とは何か」をベースにした総合研究開発機構NIRA「21世紀への課題」（1975-78）プロジェクトで地域福祉は、『在宅福祉サービスの戦略』（全社協1979）を中心に検討されます。在宅福祉を福祉サービス供給システムと住民組織化（福祉コミュニティ）両面での研究です。この「地域福祉=在宅福祉」は、サービス供給システムとセキュリティシステムを統合する結節点なの+です。そしてプロジェクトは、両者を基礎自治体で「統合」する地域社会システムの研究をする。プロジェクト全体を総括した最終報告書・野村総研「国際環境の変化と日本の対応」（1978）のキー概念は「危機管理型総合安全保障体制」です。NIRA「21世紀への課題」プロジェクトは、本体はそのまま閣議決定で「新経済社会7カ年計画」（1979）に大化けし、政府の公共政策として実施されます。

「7カ年計画」は3つの柱からなり、①経済的安全保障を基本目標に、②危機管理型総合安全保障、③日本型福祉社会の2つのシステムを国家社会に組み込む実施計画です。③は福祉に引き付けていけば地方自治体を舞台に、地域福祉の組織、地域福祉計画、地域福祉の推進活動を通じ、②と③の2つのシステムを徐々に統合しながらバージョンアップするという計画です。

地域福祉は企業の参加型企業経営手法を地域に適用したもの。自由民主党『福祉社会憲章』（幹事長私案）にもとづく地域福祉推進体制は、政府を司令部とすれば、前線司令部は地方自治体という構図です。

1980年代、地域福祉を実務的に展開するため、地域福祉のあり方、計画作定の原則、計画策定の方法に関する政策研究は東京都を舞台に進められます。東京都社会福祉審議会は1983年から「東京都におけるこれからの社会福祉の総合的な展開について（中間答申）」（1984）、「最終答申」（1986）で結論は、地域福祉は生存権にもとづく「戦後社会福祉の原則を踏襲せず」「社会福祉の原則を転換すべき」だとしたのです。

これを前提に、1987-89年東京都地域福祉推進計画等検討委員会を設置。1988年「中間のまとめ」で、地域福祉計画についての基本的考え方は「社会問題全体に福祉の観点から対応する

総合的計画」とした。従来の社会福祉にはない「社会問題全体に…対応する」セキュリティ（治安対策）を地域福祉計画の基本的観点と定めた。この「基本的考え方」は「7カ年計画」の②危機管理型総合安全保障で、地域福祉計画を通じてこれを福祉に組み込む方法です。この地域福祉が1990年社会福祉関連八法で法定され、2000年社会福祉法の「地域福祉」になった。

* 小説家・三島由紀夫とは「別の道」

「公共政策」というのがあります。日本における特徴は「7カ年計画」の文脈にしたがうと、「新たな政府」が国家資源と国民資源を総動員して国家社会システムを再編したうえで、新たな国家体制を確立する政策体系のことです。いいかえると「アンチ”日本国憲法（平和と民主主義）”」と「①経済的安全保障（ビッグビジネスの国家主権）」を支柱とした新たな国家体制づくり＝「改憲」に向けた総合政策の色彩を強く帯び始めている。

石井暁（前掲）によれば、「陸上自衛隊調査学校情報教育課長を務めていた山本舜勝」は小説家・三島由紀夫ら「楯の会」（民間防衛軍）のメンバーに「諜報、防諜、謀略の教育訓練を指導」した。「自衛隊+祖国防衛隊（民間軍事組織）」による改憲軍事クーデター構想をもつ三島由紀夫は、民間軍事組織への協力を求め日経連会長・桜田武と3回面談をする。桜田は藤原岩市を交えた面談で「三島の私兵」は拒否するが、民間軍事組織の意義を認め、桜田、藤原岩市（「別班」育ての親）、三輪良夫（元防衛事務次官）、三島由紀夫の四者は組織形態も合意している。しかし、三島とは異なり桜田武は「改憲の別な道」を選ぶ。

桜田構想は10年後、閣議決定「新経済社会7カ年計画」（1979）の姿をとって現われます。「計画」は1980年代以降、歴代政府により今日に至る行政運営の基調として実施されてきた。「国のかたちを社会内部から変革する」この方法は、議会制度を利用して政府の行政運営を通じ、時間をかけ潮時を待ちながら実施する方式です。この「7カ年計画」に位置付けられた地域福祉こそ、21世紀を「先取り」した「セキュリティ型社会福祉」の本家です。これが日本型「福祉社会の基礎」です。

「新しい国家社会を背景として、個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎とし、効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会のもつ創造的活力を原動力とした我が国独自の道を選択創出する。いわば日本型ともいべき新しい福祉社会の実現を目指すものでなければならない。」

「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯」という日本型福祉社会の「基礎」を創出するのが地域福祉で、日本型福祉社会は外国の理論モデルではなく「我が国独自の道を選択創出する」新たな理論モデルだと念まで押している。

それはともかく21世紀日本の地域社会の性格は地域福祉がリトマス試験紙です。社会福祉士養成教科書（中央法規 2015）をふまえると、“アンチ生存権”という性格をもつ「セキュリティ型地域社会」になる。

こうして1974年の日経調「福祉とは何か」と自民党「福祉社会憲章」（私案）の二つの文書は1970年代後半から21世紀の国家運営の基本戦略文書であったことがわかります。だからこの改憲構想を超長期にわたり人前に出さぬことが戦略達成上の最大のカギだった。

私たち研究者は、1974年以降現在までの45年間、この「戦略」を見過ごしてきたのです。社会の中枢神経系統を一元的に国家管理化（1986年、総合安全保障会議「情報の調整」担当部門設置）した成果です。今後も私たちは「セキュリティ型地域福祉などあるわけがない」と確信するが、「終戦」になれば、初めて目が覚めます。

【Ⅲ】「もう一つの自立自助・相互扶助」という選択肢

福祉関係者と話をすると「問題解決策」はあるのか？ どうすればよいか？ 必ず問われる。そこでここでは以下、3点を話しておきたいと思う。

第1に、これまでの社会福祉協議会等のコミュニティワークによる地域住民の献身的な努力による「共生社会」づくりの成果を地域共生社会に発展させるため、「地域福祉活動+人を介した情報収集活動（ヒューミント）」という二要素の「融合」は中止し、改めて地域福祉は地域福祉独自の領域としてこれを守り、自立的に発展させることが必要なのではないか。

第2にすでに私の思考をはるかにこえているが、「別班」が闇組織だと仮定した場合石井暁前掲書に引用された佐藤優元外務省主任分析官の文章がなぜか気になります。

「独善的な国益観を持った分子が、別班の名のもとに『私的インテリジェンス』を行って、国家権力を篡奪（さんだつ）しているにすぎない。…日本のインテリジェンスの恥である。…安倍晋三首相の政治指導で、徹底した真相究明、責任者の処罰を行ったうえで、再発防止措置を取る必要がある」（163-164頁）。この「私的」ということばが妙に気にかかるのです。ここに問題の所在があると思われるからです。「闇組織」であるとすれば、確かに私的性格を強めざるをえない。つまり1968年、藤原岩市に伴われて訪れた三島由紀夫に日経連会長の桜田武が、おそらくは三島の「自衛隊+民間軍事組織」による改憲軍事クーデター構想に対して述べた一言を、私は思い出すからです。

「君、私兵など作ってはいかんよ。」

第3に、現在の公共政策の流れをみていると今後、公的福祉、加えて社会福祉協議会の努力による既存の自助・相互扶助だけでは生活が徐々に窮屈になる。暮らしを「しのぐ」には、公的福祉と既存の相互扶助を生かしながら、小回りのきく「もう一つの自立自助・相互扶助」によって、全体で暮らしを整えるしかない。

「もう一つの自立自助・相互扶助」づくりの要点は、「自己責任」ではなく「自己統治（セルフガバメント）」意識の回復、「私は生き抜く」「福祉の主人公は私だ」という意識を回復することです。本来の自立の意味です。これは心がければ誰でもできます。

そのうえで「自己統治」にもとづく協力、つまり本来の「相互扶助」を必ず<自前>でやる。自分たちがコミュニティソーシャルワーカーになり、「自治（セルフガバメント）」にもとづく「相互扶助」を行うということです。

誤解ないように付け加えればこの相互扶助の目的は、政府・厚労省一地方自治体と<共生>するためです。共生するために私たちは自立しなければならない。とくに福祉ですから、地方自治体と協力し合う関係を徹底してつくるのが歴史の常道なのです。

<上からの福祉>によってもなお福祉に欠ける部分を「自治（セルフガバメント）」にもとづく「コミュニティ」によって、精神的物質的「必要（デマンド）」を自分たちで満たそうという提案です。ヒントは江戸時代の「七分積金制度」にある。

「自治（セルフガバメント）」にもとづく相互扶助を進めれば、実は「セキュリティ型社会福祉」との付き合い方は、各自の個性にみあった道がおのずからみえてくるかと思います。

（長崎純心大学 2019.02.25）